

海外へ旅行あるいは帰省する教職員、学生の皆様へ

現在、鳥から人への高病原性鳥インフルエンザ(以下 鳥インフルエンザ)感染例が増加しつつあります。H19年5月、インドネシアでは鳥インフルエンザの家族内集団感染が発生しています。鳥インフルエンザは全身臓器が障害される極めて重症な疾患です(感染者の死亡率は59%)。従って、下記の鳥インフルエンザ感染地域への旅行は控えることが無難ですが、やむを得ない旅行などに際しては、確実に感染の可能性をなくす必要があります。

1. ベトナム
2. インドネシア
3. タイ
4. 中国
5. エジプト
6. トルコ
7. アゼルバイジャン
8. カンボジア
9. イラク
10. ジブチ

(2003～2006年の確定患者数の多い順。WHOによる)

一方、鳥インフルエンザが人に感染し易いヒト型へ変異する可能性(新型ウイルス出現)が危惧されています。もし、世界的流行になると、以下のことが想定されます。

- ・高齢者や乳幼児のみでなく、若年者にも感染する
- ・感染率:25～40%
- ・死亡率:2%、高ければ15～20%

やむを得ず上記の地域に旅行、帰省する職員及び学生の方は次の点にご留意ください。

【出国前の注意】

1. 旅行あるいは帰省することを上司や指導(担任)教員に必ず伝えること。

【出国後の注意】

1. 可能な限り家禽類や野鳥(鶏、七面鳥、あひる、鴨、白鳥など)との接触をさけること(羽根、糞、十分加熱してない肉や卵も含む)。
2. 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)感染疑いの患者との接触をさけること。

【日本帰国後の注意】

1. 帰国後あるいは帰国後1週間以内に「咳」や「38度以上の発熱」がある

場合には、大学に来る前に、医療機関に電話連絡し、必ずマスクをつけて医療機関を受診すること。

2. 医療機関を受診するときには、できるだけ夜間帯は避け、日中の診療時間内に受診すること。

3. 学生については、帰国後あるいは帰国後1週間以内に「咳」や「38度以上の発熱」がある場合には、必ず電話にて保健管理センターまたは医療機関に連絡すること。また、同時に電話で指導(担任)教員にもそのことを連絡すること。

保健管理センター:087-832-1282